



TNY India Newsletter

2023/9/18
No.2

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 デジタル個人情報保護法について
- 3 2023年7月・8月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、7月・8月の法律・規則等の改正・制定情報と8月11日に成立したデジタル個人情報保護法の概要についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

デジタル個人情報保護法 (THE DIGITAL PERSONAL DATA PROTECTION ACT, 2023)

2023年デジタル個人情報保護法（以下「本法」）は、2019年に法案が議会に提出されましたが廃案となっており、今年8月上旬にインド議会及び大統領の承認を得たことで成立いたしました。本法は、2023年9月18日現在施行されておらず、中央政府が通達により指定する日に施行されます。

本法は、個人情報を保護するための個人の権利、及び合法的な目的でかつ個人情報に関連又は付随する事項を処理する必要性を認識した方法でデジタル個人情報を処理するために規定された法律となっております。本法に基づくプライバシーポリシーの作成等のご相談に対応可能ですので本法に関連して何かございましたら弊社事務所にご連絡下さい。

以下、本法の概要を説明いたします。

1. 対象となる個人情報について

デジタル形式又は非デジタル形式で収集されて、その後にデジタル化された個人情報の処理が本法の規制対象となります（本法3条(a)）。また、インド国内の情報主体に対する商品やサービスの提供に関するインド国外における個人情報の処理についても本法の規制対象となります（同条(b)）。

一方で、個人的又は家庭的な目的で当該個人に処理される場合は、本法の規制対象とはなりません。その他、法令で公開の義務を負う場合で公開される個人情報の処理も本法の規制の対象とはなりません（同条(c)）。「データ（情報）」とは、情報、事実、概念、意見又は指示を、人間又は自動化された手段による通信、解釈又は処理に適した方法で表現したものをいい、「個人情報」とは、識別可能な個人に関するデータ（情報）と定義されています。また、「処理」とは、収集、記録、整理、構造化、保存、共有、送信による開示等をいい情報に関して行われるあらゆる行為が広く含まれています。

したがって、デジタル化された個人情報を収集、記録、開示等で個人情報の処理が行われる場合には本法の規制が適用されると考えられます。また、他国の個人情報保護法では、一般的な個人情報に対して、個人の健康状態や政治信条等に関する情報はセンシティブな情報として同意の取得方法に関して規制を強化する場合がありますが、本法では個人情報の中でセンシティブか否かの区別はなされ

ていません。

2. 情報受託者（受領者）の同意取得義務について

個人情報情報は情報主体が同意した場合又は合法的な目的のために処理することができます（本法4条）。

そして、情報受託者から情報主体に対する同意の要求は、同意のリクエストと同時に又はリクエストに先立ち以下の事項を通知しなければなりません（本法5条1項）。

- ① 個人情報及び処理目的
- ② 情報主体が同意を撤回する権利を行使する方法
- ③ 情報主体が情報保護委員会に苦情を申し立てる方法

本法の施行前に情報受託者が情報主体から同意を得ていた場合は、情報受託者は合理的に実行可能な限り速やかに上記①～③の事項を情報主体に対して通知しなければなりません（同条2項）。

情報主体による同意は、自由で、具体的で、十分な情報を与えられた上で無条件かつ明瞭で、明確な肯定的行為によるものでなければならず、特定された目的のために個人情報が処理されることに同意したことを意味し、当該特定された目的のために必要な個人情報に限定されなければなりません（本法6条1項）。

情報主体による同意が個人情報の処理の基礎となっている場合、情報主体はいつでも同意を撤回することができる権利を有し、撤回は同意を与える場合と同様に容易でなければなりません（同条4項）。

3. 情報受託者の義務について

情報受託者は、本法に反する合意又は情報主体が本法の義務を履行したかどうかにかかわらず、情報処理者が行った処理に関して、本法及び規則に基づく規定を遵守する責任を負います（本法8条1項）。

情報受託者は、この法律及び規則の規定の効果的な遵守を確保するために、適切な技術的及び組織的措置を講じなければなりません（同条4項）。

情報受託者は、個人情報の漏洩を防止するために合理的な安全保護措置を講じることにより、自己が所有し、又は自己の管理下にある個人情報を保護しなければなりません（同条5項）。

個人情報の漏洩が発生した場合、情報受託者は、情報保護委員会及び影響を受ける各情報主体に対し、所定の書式及び方法により、当該漏洩の通知を行わなければなりません（同条6項）。

4. 情報主体の権利と義務について

情報主体は、個人情報の処理について同意を与えた情報受託者に対して、所定の方法で要求することにより、当該情報受託者から以下の情報を取得する権利を有します（本法11条1項）。

- ① 情報受託者によって処理されている個人情報の概要及び個人情報に関して情報受託者が行う処理活動
- ② 情報受託者が個人情報を共有する他の全ての情報受託者及び情報処理者の身元、並びに共有される個人情報の説明
- ③ 情報主体に関連するその他の情報及び当該情報の処理に関する情報

情報主体は、法令の手續・要件に従い過去に同意を与えた個人情報の訂正、補完、更新、及び消去を行う権利を有します（本法12条1項）。

情報主体は、情報受託者等の個人情報に関して本法及び規則に規定される義務の履行又は権利の行使若しくは不行使に関して容易に苦情を申し立てることができる権利を有します（本法13条1項）。

5. 個人情報の国外移転に関する規制について

中央政府は、通達によりインド国外への個人情報の移転を制限することができます（本法16条1項）。今後、中央政府により通達により個人情報を移転することができない国・地域が指定される可能性があります。

6. 罰則について

個人情報の漏洩を防止するための合理的な安全保護措置を講じる義務に違反した場合、最大INR25億の罰金が科せられる可能性があります（本法33条1項及び附則）。また、個人情報が漏洩した場合の情報保護

委員会や情報主体への通知義務に違反した場合、最大INR20億の罰金が科せられる可能性があります（本法33条1項及び附則）。

2023年7月・8月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（7月10日～8月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
2-Aug	Companies (Incorporation) second amendment, 2023	Ministry of Corporate Affairs
26-July	Filling up of post of Director General in the Competition Commission of India on deputation basis	Ministry of Corporate Affairs
12-July	Merger of multiple user IDs in V2 Portal with new User ID in V3 and deactivation of old user ID in V2 Portal	Ministry of Corporate Affairs
11-July	List of candidates selected for engagement as Independent Consultants (Young Professionals/ Associates) in Department of Commerce	Ministry of Commerce and Industry
31-Aug	Scam alert: Fake emails in circulation impersonating as CEO I4C	Ministry of Home Affairs
30-Aug	Filling up the post of Chief Labour Commissioner (C) in the Ministry of Labour & Employment, New Delhi on deputation (including short Term Contract)basis- extension of last date-reg	Ministry of Labour & Employment
29-Aug	Selection for the posts of Presiding Officer in Central Government Industrial Tribunal-cum-Labour Court -reg.	Ministry of Labour & Employment
29-Aug	Selection for the posts of Presiding Officers of Central Government Industrial Tribunal-cum-Labour Court/National Industrial Tribunal, Mumbai-I - reg.	Ministry of Labour & Employment
24-Aug	Enhancing transaction limits for Small Value Digital Payments in Offline Mode	Reserve Bank of India
18-Aug	Implementation of Section 12A of the Weapons of Mass Destruction and their Delivery Systems (Prohibition of Unlawful Activities) Act, 2005: Designated List (Amendments)	Reserve Bank of India
18-Aug	Reset of Floating Interest Rate on Equated Monthly Instalments (EMI) based Personal Loans	
25-July	Master Circular - Management of Advances - UCBs	Reserve Bank of India
24-July	Implementation of Section 51A of UAPA,1967: Updates to UNSC's 1267/ 1989 ISIL (Da'esh) & Al-Qaida Sanctions List: Amendments in 02 Entries	Reserve Bank of India
18-July	Inclusion of "NongHyup Bank" in the Second Schedule of the Reserve Bank of India Act, 1934	Reserve Bank of India

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関する

ご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

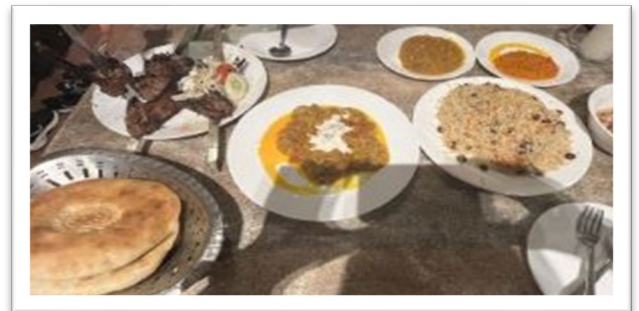
また、事業の進め方や取引方法について、バングラデシュの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

デリーには、いくつかコロニーがあります。ディフェンスコロニーはインド軍の退役軍人のために建設された地区であり、現在は日本人を含め多くの外国人が居住しています。他にも、アフガンコロニー（リトルカブールとも呼ばれているようです）があります。その名前の通りアフガニスタン人が多く住む地域になっています。写真はアフガンコロニーにあるアフガニスタン料理レストラン（Mazaar Restaurant）での食事ですがラム肉が柔らかく非常に美味しかったです。チベタンコロニー（チベット人が多く居住している）もあるようなのでそちらにも行ってみたいと思います。



本稿は、2023年9月18日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: 344, Tower A, Spaze I-Tech, Sector-49, Sohna Road, Gurgaon-122018, Haryana, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>